

特許無効審判における請求人適格 ～特許異議申立制度の創設等を踏まえて～



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

平成26年特許法改正により特許異議申立制度（113条等）が創設されたことに伴い、特許無効審判は「利害関係人」に限り請求できるものとあらためられた（123条2項）。

特許法の目的は、新規な発明等に対して独占権を認めることで発明を奨励し産業の発達をはかることにある（1条）。このことは即ち、ありふれた技術や容易に想到し得るような技術については特定人による独占が認められず、万人が自由に利用できるものであることを前提としている。このような万人の利益（公益）を保護し、特許制度に対する信頼を確保する趣旨もあり、平成26年特許法改正前の特許無効審判は、原則として「何人も」「特許権の消滅後においても」請求することができる¹とされていた¹。

そうであるならば、上記の改正により、特許無効審判の請求人適格に限定を加えたことは、新たに創設された特許異議申立制度に期間制限が設けられている（113条1項）こととも相俟って、特許権の公益的側面に対する重大な変更を含んでいるとも評価し得る。

そこで、本稿においては、特許異議申立制度及び特許無効審判制度に関する特許法の変遷につき、それらの変遷を必要とした当時の立法事実等にも触れたうえで、新たに設けられた特許無効審判の請求人適格たる「利害関係人」の要件につき、種々の観点から検討することを目的とする。

第2 特許法改正の流れ

1 総論

前記のように、平成26年特許法改正において特許異議申立制度が創設されたことに伴い、特許無効審判の請求人適格に限定が加えられた。これは、平成15年特許法改正で異議申立制度が廃止されたことに伴い、特許無効審判が原則として何人でも請求できるとされたことを改めたものである。すなわち、我が国の特許無効審判は一貫して何人でも請求できるとされていたわけではな

1 本文中でも後述するように、何人でも特許無効審判を請求できることになったのは平成15年特許法改正以後であり、同改正以前は明文規定こそ存しなかったものの、特許無効審判は利害関係人に限り請求できるとの解釈がなされていた。

く、特許異議申立制度と無効審判制度が併存していた平成15年特許法改正以前は、請求人適格を限定する明文規定こそ存しなかったものの、特許無効審判は利害関係人に限り請求できるとの解釈がなされていた。

このことから、特許無効審判の請求人適格に限定を付すか否かは、特許異議申立制度と特許無効審判制度との併存を認めるか否かに関連しており、両制度の併存を認めるか否かについては、各時代における社会的要請に応じて数次の変遷を経ていることがわかる。

そこで、以下においては、特許無効審判の請求人適格たる「利害関係人」につき検討を加える前提として、特許異議申立制度と特許無効審判制度に関する特許法の改正につき、そのような改正が要請された事情等についても触れつつ概観する。

2 平成6年特許法改正²

平成6年改正前の特許法においては、特許付与前における特許異議申立制度が設けられていた。かかる制度は、特許付与に先立って慎重な手続を要求することで瑕疵のない権利を付与することには寄与していたものの、特許権の付与までに長期間を要することとなり、迅速な権利付与を求める社会の要請との関係で問題点も指摘されていた。

このような社会的要請に応えるべく、諸外国でも多く採用されていた特許付与後における特許異議申立制度への改正が検討されるに至った。同検討段階においては、特許権の有効性を問う手段を特許無効審判制度に一本化することの是非等も議論されたが、最終的には、諸外国が採用する制度等をも参考にしつつ、両制度の性格を明瞭にしたうえで特許付与後における特許異議申立制度と特許無効審判制度を併存させるのが適当とされるに至った。

すなわち、同改正に関する審議会答申においては、両制度の性格に関して、①特許付与後における特許異議申立制度は、特許庁が特許処分を是正する機会を設けることで特許権に対する信頼性を高めることを目的とするのに対し、②特許無効審判制度は、特許権侵害訴訟等における利害関係人間の紛争解決手段として利用されるものであるとされている。

このように、平成6年特許法改正により、特許無効審判制度と併せて特許付与後における特許異議申立制度が設けられることとなった。もっとも、上記のような両制度の性格付けにもかかわらず、特許無効審判の請求人適格を利害関係人に限定する旨の改正はなされない³ままであった(ただし、平成6年特許法改正前より、特許無効審判を請求できるのは利害関係人に限られるとの解釈⁴が定着していた)。

3 平成15年特許法改正⁵

上記のように、平成6年特許法改正により、特許権の有効性を問う手段として、審査の見直しを主眼とする特許異議申立制度と紛争の解決を主眼とする特許無効審判制度の2つが併存することとなった。

2 「工業所有権法の解説－平成6年改正」(特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編、発明協会、1995年4月) p165～p169

3 大正10年特許法では特許無効審判の請求人適格が「利害関係人及審査官」に限定される旨明記されていたが、昭和34年特許法改正により同限定要件は削除されていた。

4 東京高判昭和41年9月27日行集17巻9号1119頁、東京高判昭和45年2月25日無体裁集2巻1号44頁。

5 「産業財産権法の解説－平成15年特許法等の一部改正」(特許庁総務部総務課制度改正審議室編、発明推進協会、2003年8月) p49～p52

しかし、前記のような社会的要請に応えるべく設けられた当該2本立ての制度も、その運用がすすむに伴い様々な問題点が指摘されるようになった。すなわち、簡易な審査を前提とする特許異議申立制度に対しては、申し立てたにもかかわらず手続の外に置かれ主張立証の機会が与えられないことなどに対して、審理への積極的な関与を求める申立人等の要求が指摘されるようになっていった。また、両制度とも現実的には当事者間の紛争解決手段として利用されており、むしろ両制度が併存していることで紛争が長期化したり当事者の対応の負担等が増えているという問題点も顕在化するようになっていった。

そこで、このような弊害に対応するため、平成15年特許法改正により、効果において共通する両制度を特許無効審判制度に一本化し、特許異議申立制度が担っていた機能は特許無効審判制度に包摂することとなった。そこで、同改正においては、特許異議申立制度の廃止とともに、特許無効審判制度が公益の確保という機能をも果たし得るようにするため、「特許無効審判は、何人も請求することができる」と明記されることとなった。

4 平成26年特許法改正⁶

上記のように、平成15年特許法改正により、特許異議申立制度は特許無効審判制度に包摂され、それに伴い、特許無効審判は何人でも請求できると明記されるに至った。

しかしながら、両制度が併存することにより顕在化した弊害に対処するため一本化された特許無効審判制度に対して、あらためて幾つかの問題点が指摘されることとなった。すなわち、口頭審理を原則とする特許無効審判制度では、当事者にとって時間的・費用的に負担が大きすぎるといふ点が指摘されるようになった。また、原則として「何人も」「特許権の消滅後においても」請求することが許される特許無効審判制度では、多額の投資等を行い事業展開した後に特許権が無効とされるリスクがあり、早期に確実な特許権を確保したいとの経済界の要望も高まりを見せることとなった。

そこで、特許権の有効性を問う制度の見直しが検討されることとなった。もともと、単に平成15年特許法改正以前の制度に戻すことでは、同改正への契機となった弊害が再燃するだけであることから、今般の改正にあたっては、旧制度の問題を改善しつつ、更に今日的な新たな制度意義を与えるための工夫を行った上で、特許の権利化後の一定期間に特許付与の見直しをする機会を与えるための新たな制度を導入することが適切であるとされた。

かかる観点から、平成26年特許法改正では、特許掲載公報発行の日から6か月以内であれば何人でも請求できる特許異議申立制度（113条等）が創設されると共に、特許無効審判は「利害関係人」に限り請求できることが明文化されるに至った（123条2項）。なお、平成15年特許法改正以前の特許異議申立制度では審理に参加できない申立人の不満が大きかった点も踏まえ、今回の改正では、特許権者による訂正請求に対して、申立人に意見書を提出する機会が設けられるに至っている（120条の5第5項）。

5 まとめ

以上のように、我が国の特許法では、平成6年から今日に至るまで約10年ごとに特許権の有効性を問う制度に関する見直しが繰り返されている。

そして、直近である平成26年特許法改正では、弊害が指摘されて前回の改正において廃止され

6 「産業財産権法の解説－平成26年特許法等の一部改正」（特許庁総務部総務課制度審議室編、発明推進協会、2014年12月）p73～p76

た特許異議申立制度をあらためて創設するなどしていることから、制度設計の一貫性に疑問を呈する声が少なからず存在することも事実である。もっとも、前記のように、平成26年特許法改正に際しては、そのような過去の改正経緯についても配慮が示されており、今日的な新たな制度意義を与えるための工夫を行うことが留意されているのであるから、新たに設けられた要件等を検討するに際しても、新たな制度意義を尊重しつつ、以下に指摘するような各視座の観点から法の趣旨に沿った解釈適用がなされるべきである。

第3 検討における基本的視座

1 総論

以上のような経緯を経て、特許無効審判の請求人適格として「利害関係人」であることが明文上要求されるに至ったところ、幾つかの視点から多角的に観察することにより、新たに明文化された同要件の意味内容を明らかにしていくことが可能である。すなわち、まず、①今回の改正により新たに明文化された要件であることから、同改正の趣旨に沿って検討が加えられるべきことは当然である。つぎに、②今回の改正により新たに設けられた制度も、特許法という大枠の中におけるひとつの制度であることにはかわりはないのであるから、その解釈が特許法の本質に沿った（抵触しない）ものであることも要請される。さらに、③法は実社会に適用されるものであり、現実の社会に不都合を強いるものであってはならないのであるから、このような現実社会との調和の観点からも検討する必要がある。

以下では、上記の各視座により「利害関係人」の意味を観察する。

2 平成26年特許法改正の趣旨

前記のように、平成26年特許法改正の趣旨として、できるだけ早期に特許権の存在を確定させ、投資等を行った後に特許権が無効とされるリスクを回避するという点が挙げられる。また、平成6年特許法改正時にも指摘されていたことではあるが、改めて特許異議申立制度を創設するにあたり、特許無効審判制度との趣旨及び性格の違いに留意すべきことが指摘されている。

このような趣旨等を具体化すべく、特許異議申立は所定期間内であれば何人でも申し立てることができるのに対して、特許無効審判の請求人は利害関係人に限定されることが明文をもって確認されるに至ったのである。

このような平成26年特許法改正の趣旨等を徹底する観点からは、特許掲載公報発行の日から6か月という特許異議申立期間が経過した後は、成立した特許権の存在を安易に覆すべきではなく、特許無効審判は紛争解決に必要な範囲で限定的に認められるに過ぎないとの解釈が導かれることになる。

3 特許法の本質

本稿の冒頭でも指摘したように、特許法の目的は、新規な発明等に対して独占権を認めることで発明を奨励し産業の発達をはかる（1条）ことにあり、このことは即ち、ありふれた技術や容易に想到し得るような技術については特定人による独占が認められず、万人が自由に利用できるものであることを意味している。このような万人の利益（公益）が保護されることは特許制度が存立するための大前提であり、このような公益の保護を制度的にも担保すべく、平成26年特許法改正前の特許無効審判においては、原則として「何人も」「特許権の消滅後においても」無効審判を請求することができることとされていたのである。

このような特許法の公益的側面を徹底する観点からは、特許掲載公報発行の日から6か月という期間に限らず、公益に反する特許権を是正するための制度が設けられている必要があることになり、特許無効審判の請求人適格を限定的に解釈するのは妥当でないとの解釈が導かれることになる。

4 現実社会との調和

上記のように、特許権者とすれば速やかに特許権の存在を確実にしたいと望むところであるし、公衆とすれば本来であれば自由に利用できるはずの技術を特定人が独占している状況を是正する余地は常に確保したいと望むところである。

平成26年特許法改正は、この相反するようにも思われる2つの要請を調整するための要件として特許無効審判の請求人適格として「利害関係人」であることを求めたものであるから、同要件を如何に解すれば法の趣旨にも合致し、社会的要請にも応え得るものかが検討されなければならない。

そこで、かつて特許異議申立制度と特許無効審判制度が併存していた平成15年特許法改正以前における両制度の利用状況を観察してみると、前記のように、特許異議申立制度は公益の確保に主眼を置き、特許無効審判制度は紛争の解決に主眼を置いていたにもかかわらず、いずれの制度も現実的には当事者間における紛争解決のための手段として利用されていたという実態⁷がある。

このような両制度の利用実態から考察するに、もちろん特許権に対する公益的要請が軽視されてよいという意味ではないが、比較衡量的に検討するならば、特許権の早期確定に対する要請に比重を置き、公益的要請については何らかの救済手段を採り得る余地が担保されていることをもって実社会的には許容され得るものと思われる。

第4 私見

以上の各視座に基づき、特許無効審判の請求人適格たる「利害関係人」の意味を考察するに、基本的には、同要件の解釈に関しても「利益なければ訴権なし」という民事訴訟の原則が妥当する⁸と思われる。ただ、民事訴訟における訴えの利益に関しても、訴えの類型によって各特殊性に応じた考慮がなされるのであるから、特許無効審判についても特殊性に応じた考慮をすることは何ら問題ない。特許権の存否に関しては、前記のように公衆の利益にかかわる側面があるから、例えば、客観的状况に照らして無効審判を請求する潜在的な利益が認められるならば、同手続の利用に関しては利害関係を肯定することも問題ないであろう。

そして、このように「利害関係人」を解したとしても、何人でも（匿名でも）特許付与の前後を問わず同無効理由に関して情報提供（特許法施行規則13条の2、同13条の3）できることが制度として保障されている現状においては、特許権に対する公益的要請との関係でも最低限の担保はなされているものと考えられる。すなわち、確かに、情報提供（特に、特許付与後の情報提供）は直接的に当該特許権を無効たらしめるものではないが、情報が提供された場合には、特許権者

7 前掲・「産業財産権法の解説－平成15年特許法等の一部改正」p51

8 東京高判昭和45年2月25日無体裁集2巻1号44頁。吉藤幸朔「特許法概説〔第13版〕」（有斐閣、1998年）p599、豊崎光衛「工業所有権法〔新版・増補〕」（有斐閣、1980年）p283、竹田稔「知的財産権訴訟要論（特許・意匠・商標編）」（発明推進協会、2012年）p478。

等に対する通知がなされ、その内容は記録原本（システム）に格納されて誰でも閲覧可能となるのであるから、特許権者が当該特許権の訂正を検討する契機となり、利害関係人に無効審判の請求を検討する動機付けとなり得るものである⁹。つまり、仮に、利害関係人として自ら特許無効審判を請求できないとしても、当該特許権が無効理由を有することを公衆に提示し、無効審判の請求を誘引し得ることについては、特許法は何人に対しても制度として保障しているのである。

第5 まとめ

平成26年特許法改正により、特許無効審判の請求人適格に関する「何人も」との文言が削除され、新たに「利害関係人」の要件が明記されるに至った。かかる変更は、特許権に対する公衆の信頼を如何に担保するのかという特許制度の本質にかかわる極めて重要な問題を包含していることから、本稿において取り上げることとしたものである。

特許異議申立制度と特許無効審判制度は約10年ごとに改正がなされているところ、ともに特許権の有効性に関する極めて重要な制度であることをも勘案するならば、制度が安定的に運用されない状況は好ましいものではない。本稿は改正により設けられた文言の解釈を目的としたものであり、新設された制度の適否については判断しかねるところであるが、平成26年の改正が社会の要請に的確に応えたものとして安定的に運用されることを願うところである。

以 上

9 特許庁ホームページ「特許付与後の情報提供制度について」(https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/20041020.htm)